

昭和三十年七月五日
第三十三次臨時議事録

官報

号外 昭和三十年七月五日

○第二十二回衆議院會議録第三十七号

昭和三十年七月五日(火曜日)

議事日程 第三十六号

昭和三十年七月五日

午後一時開議

一 憲法調査会法案(清瀬一郎君
外四名提出)の趣旨説明

第一 国民健康保険法の一部を改
正する法律案(山下春江君外十
名提出)

第二 医師国家試験予備試験の受
験資格の特例に関する法律案
(大石武二君外四名提出)

第三 昭和二十七年九月三十日以
前に給与事由の生じた旧財団法
人私学恩給財団の年金の特別措
置に関する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した案件

公正取引委員会委員任命について

同意を求めるの件

立川飛行基地土地強制調査に關す
る緊急質問(山花秀雄君提出)

昭和三十年七月五日 衆議院會議録第三十七号

憲法調査会法案(清瀬一郎君外四
名提出)の趣旨説明及びこれに
對する質疑

日程第一 国民健康保険法の一部
を改正する法律案(山下春江君
外十名提出)

日程第二 医師國家試験予備試験
の受験資格の特例に関する法律
案(大石武二君外四名提出)

日程第三 昭和二十七年九月三十
日以前に給与事由の生じた旧財
団法人私学恩給財団の年金の特
別措置に関する法律案(内閣提
出)

教育公務員特例法第三十二条の規
定の適用を受ける公立学校職員
等について学校看護婦としての
在職を準教育職員としての在職
とみなすことに関する法律案
(赤城宗徳君提出)

在外公館等借入金整理準備審査会
法の一部を改正する法律案(高
岡大輔君提出)

午後四時二分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を
開きます。

○議長(益谷秀次君) お諮りいたしま
す。内閣から、公正取引委員会委員に
塚越虎男君を任命するため、私的独占
の禁止及び公正取引の確保に関する法
律第二十九條第二項の規定により、本
院の同意を得たいとの申し出がありま
した。右申し出の通り同意を与えるに
御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて同意を与えるに決しま
した。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて同意を与えるに決しま
した。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて同意を与えるに決しま
した。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて同意を与えるに決しま
した。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて同意を与えるに決しま
した。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて同意を与えるに決しま
した。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議
に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられまし
た。

立川飛行基地土地強制調査に關する
緊急質問を許可いたします。山花秀雄
君。

〔山花秀雄君登壇〕

○山花秀雄君 私は、日本社会党を代
表して、現在政府が行いつつある米國
軍事基地たる各地に散在する飛行場の
擴張にからむ付近住民の意思を無視し
た土地接収問題について質問するもの
であります。

政府は、さきに、本年度事業として
新潟、木更津、小牧及び立川、横田の
飛行場の擴張を明らかにされました。
そのため十二億円の予算も計上された
と聞いておるのであります。特に緊急
にお尋ねしたいことは、最近新聞
紙上に連日報道されておる立川飛行場
擴張に關して、土地接収を予定されて
おる東京都下砂川町住民との紛争問題
であります。問題の砂川町は、戦争中
に立川及び横田飛行場の擴張や資材貯
等々の使用地として百七十五万八千八
百二十六坪を強制接収されたのであり

ます。戦後、米國軍隊が進駐してよ
り、四回にわたり、住民の意思を全く問
うことなく、占領軍の威力のもとに、
無断設置で立川、横田の両基地擴張の
ため農耕地を接収され、その延べ総面
積は二百四十四万三千三百十坪とな
り、町の優秀なる農耕地の大半を失う
に至り、経済的に大打撃を受けたので
あります。当時は、何分にも東条軍政
のもとでもあり、また占領支配下のこ
ととて、住民のすべてが泣き寝入り
の状態でしんぼりして参つたのであり
ます。しかるに、またまた政府は、国防
上絶対飛行場の擴張が必要なりとの理
由のもとに、町の死命を制する暴虐な
る土地接収の拳に出たのであります
が、その政府の言っている国防とは、
自衛の線か、攻撃の線か、この際その
概念をはつきり説明願いたいのであり
ます。

いかに飛行機が進歩し、逐次大型と
なり、また急速力を有するに至つて
も、自衛の線を守る、すなわち一般に
いう空の守りを全うすることは、現在
の設備で十分であります。しかし、一
段と積極性を発揮し、いずれかに仮想
敵國を求め、攻撃態勢を築く概念を
もつては、あるいは擴張が必要となる
かもしれませんが、今のところ、どう

昭和三十年七月五日 衆議院會議録第三十七号 立川飛行基地土地強制調査に関する山花君の緊急質問

四六二

見ても國際的にさうな事情は存在せぬのであります。いな、むしろ、戦争のむだに論ぜられ、世界は原水爆の脅威のもとに、世界平和への態勢が漸次築かれつつある状態でありまして、わが国にあっては、基地拡張という時代進行に逆進する愚かさを即時中止して、軍事基地の減少にこそ一切の力を注ぐべきときであります。過去のいきさつにとらわれることなく、思い切つて米國政府にこのことを強く要請すること

が、わが國の持つ現憲法下にある政治家の果すべき最大の任務であらうと心すべき至当であります。(拍手)國防に關する見解については、憲法にも明らかにされてある通り、万一の場合の自衛権は存在しておりますが、みずから仮想敵國を求め、国内軍事施設がわが國經濟力の負担の限度を越え、さらに他國の協力を得て攻撃態勢に切りかえるときは、戦争誘発への危機をはらみ、明らかに憲法違反でありま

す。

以上申し述べました観点から、國防に關する自衛、攻撃の概念の説明を防衛庁長官に、また、國際的には、緊張時代より緩和時代、すなわち戦争より平和に態勢が進行しつつある現状につ

いては外務大臣より、それぞれ所見を承わりたいのであります。

次に、総理大臣よりは、現憲法下にあつては、いかなる軍事基地拡張が、しかも國民の生活を塗炭の窮乏に陥れることが条件になるようなものに実施されるのが、現憲法に忠実なゆえんであるやいなや、この際私どもの納得の行く説明を承わりたいのであります。

また、基地拡張に關して、その衝に當る人々より聞き捨てならぬことを往々耳にするのであります。率直に申し上げますと、この問題は向うさまの要求に基くものであるから仕方がないという表現であります。昭和二十七年議和条約効力発効以前ならば、占領、被占領という關係上やむを得ぬことかもしれないが、わが國獨立後の現在において、今なおかかる卑屈な言動をあえてなす公務員の多く存するに至つては、鳩山内閣の外交方針にきわめて遺憾な露國外交の片りんが、その都下どもをしてかかる言動をあえてなさしめるものと思われまが、この際、総理大臣、外務大臣より、わが國の外交方針が獨立國家の外交として、毅然たる方針を堅持されておられるや、または、日米安全保障条約に基く日米行政

協定がその内容において毅然たる方針を堅持できないような事項があるやいなや、この際はつきりとわが國民諸君に知らしてもらいたいののであります。この問題に關して、特に総理大臣、外務大臣の御兩人に答弁を求めます理由は、巷間伝うるところにより、まず、外交方針に關しては両者全く意見の食い違いがあるやに伝えられてい

るからであります。

さきに、政府は、総選挙に際して、米國との防衛分担金の削減を交渉し、それに成功した金額はあげて社会保障の拡充に回すとの公約されたのであります。このことについては、鳩山総理大臣もたびたび言明されておるのであります。しかるに、今日防衛分担金はある程度減額に成功しましたが、この減額された金額は少しも社会保障拡充に回されておらずに、鳩山内閣は、この乗り心地のいい汽車に乗りなさい、涼しい北海道に連れていきま

すと呼び、とにかく多くの國民諸君を汽車に乗せることに成功いたしました。國民諸君は信用して汽車に乗つておると、涼しいところは、涼しい北海道でなく、暑い暑い南の果ての九州に着いていたのであります。まことに、もつて國民諸君を愚弄する公約無視を行なつておるのであります。いかなる理由で、かかる結果になりましたか、この機会に、日米安全保障条約に基く日米行政協定におけるいきさつについて、國民諸君に明らかにされたいのであります。私の特に承わりたいことは、その減額分の使途について、ひも

つき条件になつたのかどうか、もしひもつき条件となつたとすれば、選挙当時の公約をいかなる方法で果されるのか、特に明瞭にお答え願ひたいのであります。さらに、明年及び明後年と減額された場合に、本年度同様の措置に相なるのか、この点、お尋ねするものであります。

このたびの砂川町における土地接収に關して、その現地における出先機關に、まことに私どもの納得できない数々の行為に出ているのであります。最初、基地拡張の方針が政府から発表されますと、当然、従来の土地接収にからむ当局者の不信任と相待つて、これ以上砂川町の目が犠牲になりたくないという感情の上からも、町民諸君が絶対反対の拳に出たのは自然の姿であります。また、調達庁長官を初めとする当事者の所信は、あくまで、町民

諸君の納得の上に立つて、順序と段階を経て事を運ぶと言明されたのであります。私どもは、当然のこととして、当事者の言明を信用したものであります。しかるに、ここ数日間の手態は、この当事者の言明を裏切つて、法的措置も円満なる話し合い解決もなく、謀略と権力によつて町民諸君の意思をじゅうりんせんとする傾向を見受けるに至つたのであります。民主主義政治の將來のためにも、まことに遺憾に存するものであります。去る七月一日の本院内閣委員会で、同僚議員の土地収用法の質疑に關して、政府委員の答弁は、私どもを納得せしめることができません。そこで、重ねて政府の見解をいま一度明らかにしてもらいたいことは、同法第十二条の規定を盲腸的存在のごとく容弁されておられますが、私どもは法の一条々は絶対必要事項のみ規定されておるものと理解しておるのであります。同法第十二条が第十一

条と第十三条とのつながりの役目のみを果すものとして、それ自体何らの意義はないものかどうか、法制局長官の法的解釈をこの際いまいそり明らかにしていただきたいのであります。

また、法務大臣にお尋ねいたしたいことは、去る七月一日午後一時半に

ろ、関東公安調査局三多摩支局法務事務官山崎君と名乗る者が、砂川町役場に現われ、宮崎町長に面会を求めて、反対問題は今まで外部団体との非難は一切行わないと言っていたが、六月三十日の立ち入り調査の際、外部の応援を受けたのはなぜか、また、反対同盟の強い抵抗があつて、調査庁でも一応折れて帰つたが、これは破防法違反の疑いがあるので返事を伺いたい、かよう申し入れたと聞いているのであります。法務当局は、かかる指示を出先機関に与えたものであるか、もし与えたとすれば、いかなる見解に基くものでか、ただし、出先機関の一行によつて行われたものとする、この出先機関の行為に対して法務大臣はどうお考えになるか、法務大臣の答を伺いたいのであります。

○議長(金谷秀次君) 山花君——山花君、申し合せの時間が過ぎましたから簡単に願います。

○山花秀雄君(続) 簡単にやります。現地ではいろいろ揣摩臆測が行われ、複雑な様相を呈している、この際この問題について種々なる誤解の生じない明快なる御見解を御発表願いたいのであります。

七月二日には、東京調達局山田不動産部長を先頭とする測量隊員をジープに満載して砂川町に乗り入れてきたが、この測量隊は、必要量の測量機具もなく、なお測量隊の中に多数の私服警官がまぎれ込んでいたといわれるのであります。これは明らかに悪質の挑発行為であります。向うさんの要求に基くと称し、日本の国民をまるで敵のごとく扱い、かかる挑発行為までして基地拡張に狂奔する調達庁及びその出先機関のこの狂態を、所管責任者である西田労働大臣はどうお考えになつてゐるか、所信のほどを御答弁願ひたいのであります。

○議長(金谷秀次君) 山花君——山花君、申し合せの時間を過ぎましたので簡単に願います。

○山花秀雄君(続) さらに、いま一つ労働大臣にお尋ねしたい点は、立川飛行場拡張に対しては、砂川町民に示した第一次拡張計画が、いまだ紛争中で解決を見ない、今日、第二次拡張案が提出されておりますが、これはどういふことに相なりますか。第一次、第二次と一掃してやられる意思を持つていられるのか、同案のうちいずれかの一案の実行をお考えになつておられるのか、一応この際はつきりしていただきたいと思ふのであります。

私は最後にただ一言総理大臣にまづめてお聞きしたいことは、今日、基地拡張の問題につきまして、米国の必要から来る要求の陰には、無事の日本国民が土地を奪われ、生活を迫られ、愛する国土が一步々々と徐々に日本支配権の屈かない軍事基地の領域内に削り取られることは、独立後の国民感情としては許せないことであります。(拍手) こうした国民感情を、総理大臣はわが国政治の責任者の一人としてどうお考えになつておられますか。この際、日本国民の意思を完全に取り上げて、日本の完全独立達成のため日米安全保障条約の破壊もしくは改訂に邁進する意思ありやいなやをお尋ねいたします、私の質問を終える次第であります。(拍手)

○國務大臣(鳩山一郎君) 山花君の御質問にお答えをいたします。基地拡張は攻撃態勢を整えるためではございません。従つて、自衛の範囲を出てゐるものとは考えないのであります。自衛の範囲を出ていないならば、憲法違反とは思へないのであります。最後に、アメリカとの関係において

安保条約の破壊等を考えないかという語でございました。アメリカに対しての外交方針は、自主態度でもつて対米外交に臨んでいることは、たびたび申し上げた通りであります。現在の状態において安保条約を破壊する考えはございません。(拍手)

○國務大臣(重光葵君) お答え申し上げます。現在の国際情勢が緊張緩和の方向にあるように認められますが、いまだ最小限度の自衛力を必要とするには至つておらないのであります。現在、不十分ながら自衛力の充実にために、飛行場の拡張が必要となつておる次第でございます。国際情勢がさらに一そら緩和して、かようなことが不必要になる時期の来たらんことを希望するものでございます。

行政協定等を尊重して対米協力をなすといふのは、国際信用を重んずるがためでありまして、すべて自主的にこれを行うものでございます。われわれはあくまで自主独立の外交をやることを申し上げて、お答えいたします。(拍手)

○國務大臣(杉原龍太郎君) お答え申し上げます。日米安全保障条約に基くと

この措置は、本条約の精神にかんがみまして、決して攻撃態勢を整えるためではなく、全く自衛の範囲を出ないものであることは、先ほど総理大臣からも申し上げた通りでございます。(拍手)

○國務大臣(花村四郎君) お答え申し上げます。山花君の述べられたように、調査官がその日時、場所、町長を訪問した事実でございます。しかしながら、法務省が指示したことはございません。しかしながら、暴力主義的破壊活動を対象としたとする団体が加入しているかといふことを調査する必要があると認める場合においては、その職務上調査官が出張をいたしますことは、これは当然であると申し上げてよろしいと思ひます。(拍手)

○國務大臣(西田隆男君) お答えいたします。七月二日、調達局の職員が測量に参りました際には、きわめて事務的に測量を果す目的で測量機械その他一切を持って参つたのでございまして、決して地元の皆様には挑発行為を行う目的をもつて行つたものではございません。

昭和三十年七月五日 衆議院會議録第三十七号

憲法調査会法案についての清瀬一郎君の趣旨説明 憲法調査会法案の趣旨説明に対する山崎君の質疑

四六四

第二の問題は、アメリカ側から示されたいわゆる原案——第一次案と山花さんは言われましたが、この案によりますと、立ちのきの家屋も非常に多数ありますし、かつ五日市街道といふあの大事な道路がこれにかつておりますので、調査局としては、できるだけ少く被害において米軍側の要路にこたえないという意味合いで、道路にかららないように、立ちのきの家屋の最も少い方面を調査をあわせていたしておりますので、二つの調査をしたから、二つの滑走路を設けて、二つを使用するといふ意味合いではございません。機力所調査いたしましたも、最も犠牲の少い地点において滑走路の延長を二カ所だけするといふことでございます。

さよう御了承願います。(拍手)

○政府委員林修三君登壇

「政府委員林修三君」 ただいまの御質問に対してお答えいたします。土地収用法の第十一条の第三項は、国が起業者である場合には、同条第一項ただし書きの規定によりまして、その事業の種類並びに立ち入るうとする土地の区域及び期間を都道府県知事に通知をいたしました場合には、これによつて、その起業者は、みずから、または

その委任をした者をして、その土地に立ち入らせることができると規定いたしております。従ひまして、こういう手続が済めば、調査局長は立ち入りの権限を有効に取得したことになると思ふのであります。このことは、第十二条の手続、特に第二項の市町村長の公告がなくとも、この立ち入り調査の権限は有効に発生したものと考えなければならぬと思ふわけでございます。第十二条の規定はもちろんな無用な規定ではございませんので、十二条の規定に従つての手続は当然行われるべきものでございますが、十二条第二項の規定による公告がなくとも立ち入り権は有効に成立している、かように考えるわけでございます。このことは、同法第十三条で、第十一条第三項の規定による立ち入りを正当な理由がない限り拒めない、こう書いてあるわけでございまして、それからでも明らかであると存じます。正当な理由があるかないかは個別的、具体的に判断すべきものでございします。

一 憲法調査会法案(清瀬一郎君
外四名提出)の趣旨説明
○議長(益谷秀次君) 憲法調査会法案
の趣旨の説明を求めます。提出者清瀬
一郎君。

〔清瀬一郎君登壇〕

○清瀬一郎君 ただいま議題となりました憲法調査会法案につきまして、提案の理由と、この法律案の概略とを御説明いたします。

申し上げるまでもなく、現行の日本国憲法は、昭和二十一年、すなわちわが国の主権が連合国最高司令官の制限のもとに置かれておつた時代に制定せられました。ことに、その法文は、同司令官の示唆と指導のもとに、きわめて短時間の間に立案せられたのであります。わが国が主権を取り戻した今日におきましては、日本国民の手によつて自主的の憲法を作りたいという声は近時ますます盛んになっております。(拍手、発言する者あり)しかしながら、現行日本国憲法は、平和主義、民主主義、基本的人権の尊重等、もろもろの原則を基調とする多くの長所を持つておるのでございます。これらの長所はあくまでこれを尊重し、また擁護すべきは当然でございます。しかしながら、わが現行憲法が施行せられてから今日まで、われわれの経験にかんがみましますと、わが国情に照らしてさらに検討を要すべきところが多々あることは、これまたおおいがたきところでございます。(拍手)

ここにおいて、わが党は、国民的立場に立つて自主的に現行の日本国憲法に全面的の検討を加えることは独立完成のためにもきわめて緊要なことであると考えるのであります。(拍手)そのためには、まず有力なる憲法の調査審議機関を設けることが必要と思ひましたのでございます。ここにこの法律案を提案した理由はこれでありました。この法律案は、かような趣旨に基づきまして、国会議員三十名以内、学識経験ある者二十名以内、合計五十名以内の委員をもつて組織する憲法調査会を内閣に置くことにいたしておるのでございます。この調査会は、特別の諮問を待つことなく、自主的に現行憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議いたしまして、これを内閣及び内閣を通じて国会に報告することが所掌事務でございます。この調査会には会長一名、副会長二名を置きますが、いずれもこれは委員の互選によるものでございます。さらに、調査会に専門委員及び幹事を置くことができることといたしております。この調査会の運営に要する経費は、過日今次国会において御協賛を得、通過をいたしました本年度予算に計上されておるのでございます。

以上がこの法律案提出の理由並びにその規定内容の概略でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

憲法調査会法案(清瀬一郎君外四名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(益谷秀次君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑に入ります。山崎君。

〔山崎嚴君登壇〕

○山崎嚴君 私は自由党を代表し、ただいま上程になりました憲法調査会法案に関し、本法案は日本民主党全員賛成のもと、清瀬一郎君外四名の提出にかかわるものではございませんが、事、憲法改正につながる重要案件でございますがゆえに、この機会に鳩山首相に対し若干の質問をいたさんとするものであります。

質問の第一点は、憲法問題に対する首相の基本的構想についてであります。現行憲法が民主主義と平和主義並びに基本的人権の尊重にその基本原則を貫く点においては、何人もこれを不可とするものはないと伺します。しかしながら、現行憲法が、占領治下、連

昭和三十年七月五日 衆議院會議録第三十七号 憲法調査会法案の趣旨説明に対する山崎君の質疑

合國最高司令官の要請に基いて制定せられたものであり、日本国民の自由意思によるものにあらずることは、否定しがたき事実であります。また、過去八カ年の実施の経験にかんがみましても、わが國の伝統と國情とに符合しない個所のあることもまた明瞭と相なつて参つたのであります。(拍手)従つて、わが國獨立の完成と再建日本將來の發展と繁榮とを期し、日本國民のため、日本國民によつて、よりよき憲法を持つために、現行憲法に再檢討を加へますことは、私どもの全面的に賛意を表するところであります。(拍手)私は、ここに、わが黨の憲法問題に対する基本的立場をまづ明瞭にしておきたいと存するのであります。 しかるに、船山首相におかれましては、従来久しきにわたり憲法改正を力説せられて参つたのであります。が、首相の組閣以來本問題に對しとつて参られませんでした。つきましては、納得しがたき点がわけて多く、私どものまことに遺憾に存しておるところであります。首相は、在野時代においては、現在の自衛隊をもつてこまかしの軍備なりとし、これをもつては國土防衛に欠くところありとし、再軍備のための憲法改正を強く主張せられ	れ、これが改正こそは自己の政治的使命のごとく強調して参られたのであります。しかるに、一たび政權の座に着かれましても、憲法第九條の解釈につきましても、その態度を急に改変せられまして、自衛の目的であれば、いかなる戦力を持つも憲法違反にあらず、と飛躍せらるるに至つたのであります。しかも、最近、國防會議法案審議の内閣委員会においては、わが黨江崎眞澄君のこの点に關する追及にあらうや、戰力の解釈については自由黨の見解と根本的に相違せずと答へられておるのであります。しこうして、国力相應の防衛力を持つことこそ現行憲法の容認するところであり、近代戦における戦力は憲法を改正せざる限りこれを保持し得ずと、三たびその解釈を變更せられたのであります。國の基本法たる憲法の解釈につき、しかも、首相が年來憲法改正の重点のごとく主張せられたる憲法第九條につき、その追及にあらずや、その都度變節改論し、何ら自信なき態度は、われわれの断じて承服しがたきところでありま。 また、首相は、第二十一回國會においては、その施政方針演説において、國會に憲法調査の審議機關の設置を言明せられたるにかかわらず、今回これを
を翻したるのみならず、その責任を回避せんがためか、堂々内閣提出の法律案とすることなく、さきに予定せられたる會期の終末たる去月二十八日に至り、手荒をして本法律案を提出せしめ、しかも、調査会はこれを内閣に設置せんとするものであります。その意図那邊にありや、われらの眞に了解に苦しむところでありま。 しかしながら、その形式のいかんにかかわらず、本法律案に揭ぐるごとく、憲法調査会を内閣に設置しますことは、本期國會において首相のしばしば言明せられたところでありま。本法律案が首相の意を体して提出せられたことは、ごうも疑いをいれま。 しこうして、首相があえてこれを内閣に設置せんとせらるる以上、首相においては必ずや現行憲法改正に關する一応の御構想がなくてはならぬはずであります。この機會に、首相が従來のごとき自信なき態度を一擲せられ、これを明示せらるることは、首相の國民に對する重大なる責務であり、かつ本法案審議の要點なりと思ひました。がゆへに、この点に關し首相の明確なる御答をわすれたいのであります。	質問の第二点は、憲法改正に關する提案權の問題であります。すなわち、内閣に憲法改正の提案權ありやいなやの問題であります。憲法第九十六條の規定によれば、「各議院の總議員の三分の二以上の賛成で、國會が、これを発議し」とあり、また憲法第七十二條におきましては、「總理大臣は、内閣を代表して議案を國會に提出し、」云々とあり、この二條文をめぐり、國會のみに憲法改正の提案權ありとするもの、同時に内閣にも提案權ありとするもの、學説はまことに区々であります。本法律案によりますれば、調査会はこれを内閣に設置することに相なつております。このことは、内閣に憲法改正の提案權ありとの見地に立つものと思われま。こののみならず、首相もまた、本期國會において、内閣に提案權ありと宣明せられておるのであります。果してしかりとするならば、この機會にその法律的根拠を明らかにしていただきたいのであります。同時に、内閣の提案權と國會の提案權との關係であります。もとより、國會の持つ憲法改正の発議權は明文の示すところでありま。が、首相の主張せらるる内閣の提案權が、國會発議の參考資料を提供するにとどまるか、あるいは國會の発議
を促す作用をなすものか、兩者の關係をこの際明らかにすることはきわめて重要なりと信ずるものであります。この点に關する首相の明確なる御所見を伺つておきたいのであります。 第三の質問は、憲法改正と國民世論喚起の方策であります。申すまでもなく、憲法は國の基本法であり、これが改正は眞にやむを得ざる場合であつて、しかも、これが改正によつてその基本原理がさらによりよく實現せられ、國家の繁榮と國民福祉の向上とに寄与する場合に限るべきは當然であります。これが取扱いは慎重の上にも慎重を期すべきであります。従つて、かりに本法律案が内閣を通過し、内閣に調査会が設置せらるる場合におきましても、これが成案を得ることは容易でなく、かつ相當の時日を要するものと考えねばなりません。しかるに、一面、革新陣營を中心として、憲法改正反對の平和憲法擁護運動は、現実に全國に展開されつつあるものであります。この現状に對し、政府はいかに対処せんとするのでありますか、この点を伺いたないのであります。平和憲法擁護運動なるものが、憲法改正論をみだりに歪曲し、憲法第九條の改正が、国力の許す範圍内において自衛のための軍備	四六五

昭和三十年七月五日 衆議院會議第三十七号 憲法調査会法案の趣旨説明に対する飛島田君の質疑

四六六

を認めんとするを、しいて侵略戦争の企圖と徴兵制度の復活なりと独断し、あるいは青年層を——し、(何を言うか)と呼び、その他発言する者多し)あるいは婦人層に宣伝しつつあることは、首相もすでに御承知の通りであります。かかる運動が将来の憲法改正にいかにか重大なる支障を来たすかは火を見るよりも明らかなりと申さればなりません。

かつて、昭和二十一年六月の、現行憲法制定の帝國議會において、防衛の戦争は正しい戦争と云って差しつかえない、戦争一般の放棄という形でない、侵略戦争の放棄とすることが適確である、軍備の必要を主張したのは、実に当時の共產党の指導者野坂参三君であります。また、昨年発表せられました社会党左派の綱領には、恒久政權論と同時に、社会主義の原則に従って憲法を改正し、根本的な産業の国有化または公有化を確立し、行政、司法の諸機関や教育、新聞、出版、放送などの諸機構を社会主義の方向に適応させるということがはつきり打ち出されたのであります。憲法改正の必要が強く主張せられておるのであります。あるいは軍備の必要を主張し、あるいは憲法改正を強調するこれら一連の人々等

によつて指導せらるる憲法改正反対運動が、平和憲法擁護なる美名のもと、いたずらに國民に迷惑を与へつつあることは、きわめて明瞭な事実であります。(拍手)また、かかる運動が大量の欺瞞せんとする見えすいた戦術なりとの批判は、まさに当れりと申さねばなりません。政府は、この種運動に対して、いかに認識し、いかなる対策を講ぜんとせらるるのでありますか、伺いたいのであります。私どもは、政府がこの際すみやかに憲法改正に関する基本的構想を國民に明示し、断固世論の喚起に努むるの必要ありと信ずるのであります。政府にその具体的方策あらば、お示しを願ひたいのであります。

以上は、ただいま議題に相なつておりまする憲法調査会法案に関し、重要な疑点の二、三につき、鳩山首相に對し質問をいたしましたのでございするが、事はまことに重大であります。私どもといえども、首相が御不自由なからだを挺て今日まで國政掌理に努力を払われました御心情に對しましては、敬意を表するに決してやぶさかなるものではございません。しかしながら、現内閣は、組閣以来、あるいは外交に、あるいは内政に、常に閣内の統一を欠き、現行憲法の指向する議院内閣制の真髓を發揮することができず、國策の遂行に渋滞を來たしつゝあることは、何人も否定しがたきところであります。憲法改正のごとき國家將來の重大問題を此するには、遺憾ながら、あまりにも少数かつ弱体内閣と申さねばなりません。(拍手)私は率直に申し上げたいと存じます。憲法改正こそは、結集せられたる保守勢力はもとより、広く國民大多數の強力なる支持なくしては、とてい具現し得ざる根本的國策なりと確信をいたします。今回憲法問題を公式に取り上げられます以上、鳩山首相におかれましては、これが具現のためにはあらゆる角度より慎重かつ深甚なる御考慮を払われ、國家將來のため最善の方途を講ずるの御決意あることを切に望み、かつ深く信ずるものであります。この点に關し、重ねて首相の確固たる御信念を伺ひ、私の質疑を終ります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) ただいまの山崎君の発言中、もし不穏当な言辭があれば、速記録を調査の上、適當の措置をとることとしたします。

○國務大臣(鳩山一郎君) 山崎君の御質疑に對してお答えをいたします。

第一に、改正の構想について御質問がありました。河瀬君の説明にもありました通りに、制定の経緯、施行後の状況等によりまして、全面的に改正をした方がいいという構想は持つております。

それから、九条について批判的のお話がありました。九条も、とにかく問題の、誤解を生じやすい条項でありますから、これを改正する必要があると私は考えております。その他、根本的人権につき、あるいは国会制度につき、あるいは衆議院の解散権につき、最高裁判所の性格につき、内閣制度等につき、いろいろ考えねばならぬものがあると思ひますので、全面的に検討した方がいいと思つております。それから、内閣に設置した理由をお聞きになりましたが、これは便宜だと思つたからであります。

それから、憲法改正の提案権について御質疑がありました。國民に發議をするのは政府に提案権はないことは、もとより明瞭であります。しかしながら、国会が意思の決定をする議案につきましては、理論的に内閣にも提案権があると考えております。

次に、改正運動に對する方法について御質問がありました。憲法改正反対

運動もあります。自主憲法期成同盟といふものも最近できておるのであります。改正運動もまた起つておりますから、結局落ちつくところには落ちつくものと私は考えております。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 飛島田一雄君。

〔飛島田一雄君登壇〕

○飛島田一雄君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま提案せられました憲法調査会法案、すなわち全面的憲法改悪について、提案者並びに内閣に對し、いささか質問を試みんとするものであります。(拍手)

去る二月に行われました総選挙は、まさに平和憲法を守るかいかの審判でありました。(拍手)この選挙において、憲法改正への誘惑はいろいろの形で行われたのであります。しかるに、國民の答へは、明らかに改正運動の否定でありました。(拍手)すなわち、わが党を初め平和憲法擁護を主張する党派が三分の一以上の議席を占めたことがその証左であります。(拍手)國民は、今日の憲法改正論議が、明らかに再軍備を指向するものであり、人間性を否定し、國民の基本的權利と自由をじゅうりんせんとする体制を再び作り上げんとするものであることを、今日までの経験によつて見抜いたのであり

ました。(拍手)それがすなわち選挙の結果に現われたものであります。鳩山首相は、常に民主政治を正しく運用すると申しておられますが、単なる推測や解釈だけではなしに、総選挙という厳然たる事実に見られたこの国民の意思をいかにかえられるのか。さらに国民のかかる審判に反してまで、かくも急速に改正の第一歩に入らなければならぬほどの弊害が、具体的に憲法のいかなる部分、いかなる条文に発生しているものであるか。もし発生しつづけるものならば、むしろその点を明白に改正することを公約して、さらに国会を解散し、総選挙に圧倒的な勝利を占められた後に初めて改正手続に入るべきである。(拍手)総理及び提案者は、この点についていかにお考えになつておられるか、伺いたないのであります。

さらに、第二に、本法案の提案者と賛成者を拝見いたしますと、それは議席の三分の一にも満たない民主黨の人々にしかすぎないのであります。しかも、自由黨の諸君がこれに加わっていないということは、真に重大であります。新聞等で拝見いたしますと、初め民主黨は本法案を政府提出とすることに決し、自由黨の賛同を得られたところか、幾ばくもなく議員提出とすることに改め、そして今度は自由黨の賛成を得られなくなった。この再三転し四転し、社会はその君子約契ぶりにあきれ返つておるのであります。(拍手)および、憲法の改正は、軽々しく行わるべきものではありません。憲法の第九十九条によつて、国務大臣、国会議員は、この憲法を守つて、輕率盲動せざる義務があります。この憲法の改正手続が、改正することを必要とするかどうか調べるのにすぎないとかりに言われても、その本質が憲法改正の第一歩である以上、かくのごとき少数の提案者、そして、かくのごとき自信なき動搖する態度によつて行われるということは、そもそも憲法の根本精神にもとるものではないか、同時に、また、自由黨が共同提案に賛成されなかつた経緯、保守合同の具に供されたのではないか、こういう点を提案者並びに総理大臣にお伺いたしたのであります。

第三にお伺いたしたいことは、この調査会による改正案が独立国日本にふさわしい自主的なものになり得る可能性があるかどうか、お伺いたしたいのであります。改正論者の諸君は、独立国になつたのだから日本人自身の手で作り直さなければならぬ、こういう点にその主たる理由を求めておられるようであります。なにかんなく、提案者の清瀬先生は、憲法記念日を國辱の日とすると言つておられるように承つております。なるほど、現行憲法の文案はGHQで作られたことに相違はありません。しかし、その内容が国民の意思に反しておるかどうかが、國辱的なものであるかどうかということは別の問題であります。敗戦によつて初めて過去の軍国主義政治のあやまちを認め、眞の國家のあり方を知つた國民は、新憲法を喜び、これを希望したのであります。しかるに、今日、明らかに憲法に違反し、國民の希望をじゅうりんでおるのは自衛隊であります。その自衛隊の増強こそが改正を迫る第一の要因であることは否定し得ないところであります。(拍手)

警察予備隊が、朝鮮戦争の直後、実にマツカサ一指令によつて出現し、続いて、吉田内閣は、安保条約、行政協定、MSA協定によつて、アメリカに對し防衛力増強の責任を負いました。軍事的義務の履行を迫られて、自衛隊という、たれの目にも憲法と同居することができない軍隊を作らざるを得なくなつたのであります。今アメリカの要請を除外して自衛隊の成立を論じ得ることは明らかであります。一昨年来國のニクソン副大統領が来たときに、日本に戦争放棄の憲法を作らせたのは米國の失敗だと言明いたしましたことも、この間のいきさつを物語つて余りありません。(拍手)さらに、鳩山内閣成立以後に至りましては、防衛分担金交渉によつて財政面、予算面にまで干渉せられ、軍隊の増強を強制せられていゝるありさまであります。憲法を改正せざるを得ない羽目に陥れたのは、たれであらう、朝鮮戦争以後のアメリカの政策そのものであります。(拍手)それでは、アメリカの意思をそんたくしかねて、陰でこそこそやつておりました改正論が、ニクソン副大統領の御裁可をいただいて急に公然化して参りましたのなどは、むしろ、その小心さにはほえまざるを得ないのであります。(拍手)

すなわち、改正論は、日本國民の自主的な意思に基いたものではなく、アメリカの意思に準仕しようとする人々や、昔日の夢を追うごく一部の人の人々の意思に発するにすぎないのであります。(拍手)

こうした環境の中で憲法調査会が設置されるとするならば、アメリカへの従属をますます深めるための憲法になつてしまふことは、火を見るより明らかであると言わなければなりません。(拍手)こうした現実、この現実を捨象いたしまして、いかに美しいことを考えましたところで、それは、しよせん、一個の空想にしかすぎません。鳩山総理は、このような背景のもとに提案されるところの憲法調査会並びにその結果で上る憲法が、眞に日本の独立と平和を守る自主的な憲法であると、自信を持つて國民の前で言ひ得るかどうか。むしろ、ほんとうに独立國の憲法たらんとするならば、安保条約、行政協定並びにMSA協定の廢棄こそがその第一段階ではないか。(拍手)

一方において、余剰農産物の受け入れ等、日本の政治と經濟をがんしがらめにしておきながら、他方において憲法の自主性をはかるというよりな矛盾した立場から脱却するための努力こそが、まず第一に自主憲法制定の第一歩ではないか。(拍手)首相は、かつて、自由黨憲法調査会の発足に當つて、冷却しつつあるアメリカとの關係を再び旧に復するため至急成果を得るようにとの発言をせられておるのであります。が、むしろ、現在の段階においては、現行憲法を擁護していくことこそ完全独立への第一歩であるとはお考えにな

昭和三十年七月五日 衆議院會議録第三十七号 憲法調査会法案の趣旨説明に対する飛鳥田君の質疑

らないか。(拍手)首相及び提案者にお伺いをいたしたのであります。

さらに、第四点といたしましては、首相及び外相は、今いかなる努力が国際社会の中で払われつつあるか御承知かどうか、こういうことであります。

国際情勢は、今日、全く戦争とは反対の方向に動いております。国際的世論に押されて、水と油の関係にある米ソは、英仏を含めた巨頭会議によつて原子戦争の惨害を未然に防ごうといはれております。軍備縮小の問題、原子力の平和利用の問題が会議の日程に上り、国連は不戦の宣言をいたしました。また、対米従属によつて深められた日本の政治と経済的危機を救うために、日ソ国交回復、日中通商の拡大、インドを初め東南アジア諸国との友好関係の樹立が急がれておるわけであり、この時に當つて本法案を提出せられるならば、いかに調査会について弁明これ努められようと、諸外国は、今の日本が置かれてゐる従属的な地位、そして国内で行われている再軍備的な憲法改正論議と、これを分離してそれを理解するはずはありません。このことによつて日本の軍国主義化が進むと考えざるであらうアジア諸国、特に中ソと、首相及び外相はいかに国交

を回復せられていくことをするのか、お伺いをいたしたのであります。

さらに、第五点といたしましては、いわゆる憲法改正についての内閣の提案権であります。もちろん、私たちは、この単なる調査機関の設置法にすぎない本法案の中で、この重大なる憲法解釈の問題を一挙に解決してしまふような規定を置け、こう言うのではありません。だが、しかし、この問題はやはり今後の調査機関の運用に重大なる影響を与えるものであり、なかなか、鳩山総理は、しばしば、委員会において、あたかも内閣に提案権ありとせられることき発言をせられてゐるものであります。

そもそも、憲法第九十六条は、憲法の改正が、国会の発議、すなわち国民に対する国会の提案と、それに対する国民の承認とによつて行われるものであることを規定し、単にそれは国会の可決だけで事實上完成するいわゆる通常の立法作用でないことを示しております。しかも、その国会の発議たるや、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会みずからが行わなければならないとせられております。このことは、発議の全過程において国会の意思が十分に表明せられることを憲法が要

求し、事を慎重の上にも慎重に行ふべきものとしたしておることを示しております。もし国会の意思が十二分に表明せられることを要求されるとするならば、それは立法作用の全過程にわたるべきものとするのも、これまた当然であります。

言うまでもなく、立法作用は原案の起草及び提案に始まります。立法作用は、決して、他の国家機関の起草し提出したものを討議し、修正し、議決するだけのものではありません。原案にいかなるものが現われるかということ、は、むしろ全体の方向を決定することすらあります。従つて、憲法が国会の発議と規定いたしまする限り、この重要な原案の起草、提案についても国会自身が行ふべきことを要求していると考えべきことは当然であります。

(拍手)もちろん、内閣は国会の信任によつて存在しているものであります。が、しかし、その半数は国会議員でない者を含み得るものであり、しかも、特定政党の性格によつて貫かれてゐる行政機関にしかすぎません。従つて、それは、国会が立法機関であるとされているのとは全く異なつた憲法上の地位を持つものであり、この性格の異なる両機関に、すなわち国会と内閣に同

時並列的に提案権ありといたしますがごときは、明らかに法的無知に基くものであります。(拍手)特定政党の内閣が改正案の起草に指導権を持つがことき提案権ありといたしますのは、憲法の精神をじゅうりんするのではありません。この点、首相及び提案者はいかに考えておられますか、お伺いをいたしたいのであります。

最後に、時間もあまりありませんので、二、三、個条的にお伺いをいたしますが、その第一は、憲法改正の限界についてであります。すなわち、憲法は、その前文において、平和主義、民主主義、基本的人権の擁護を国家の名譽にかけて全力をあげて達成することを誓つておるのであります。この基本的原理はいかなる改正によつても破壊し得ないものであるはずであります。(拍手)しかるに、近時行われまする改正論議は、ややともすれば、自主独立を口実といたしまして、基本的人権をこない、軍国主義的傾向を有するのであります。右の基本的原理を逸脱せんとする勢いがあります。この点、提案者及び首相の御意見を承わりたいのであります。

第二に、憲法改正の時期であります。吉田前内閣は、この憲法改正の時期については、はなはだ抽象的ではあります。米軍の完全撤退の時期、あるいは現行志願兵制度が兵力の増大により限界に達したる時期と、各委員会において述べられておるのであります。が、鳩山内閣の考えるところもまた同様であるかどうか、お伺いをいたしたいのであります。

また、昭和二十八年十一月下旬にホワイト・ハウスに送られたニクソン副大統領の日本報告には、再軍備及び憲法改正へのきわめて楽観的な結論が述べられており、その結果として、米当局側は、日本は一九五四年が憲法改正準備の年、一九五五年が改正実現の年と考えているとの報道がありますが、果してしかりやいなや、お伺いをいたしたいのであります。

最後に、本法案を通過いたしましたすと、本調査会が内閣に置かれること、その委員、専門委員及び幹事がすべて首相の単独に任命するところとなつてゐることに注目せざるを得ません。一体、これによつて、冒りがごとく中正公平なるべき調査会が首相の恣意によつて左右せらるべきおそれなきや。また、本調査会が、その所掌事務より

昭和三十年七月五日 衆議院會議録第三十七号 憲法調査会法案の趣旨説明に対する飛鳥田君の質疑

鈴木三郎君提出即時休憩の動議を
可とする議員の氏名

阿部 五郎君 青野 武一君
赤路 友蔵君 西ヶ久保重光君
足鹿 覺君 飛鳥田一雄君
有馬 輝武君 井岡 大治君
井谷 正吉君 井手 以誠君
伊藤 好道君 石田 寅全君
石村 英雄君 石山 權作君
加賀田 進君 片島 港君
勝岡田清一君 川村 雄義君
河野 正君 北山 愛郎君
久保田鶴松君 小松 幹君
佐藤觀次郎君 下川儀太郎君
下平 正一君 鈴木茂三郎君
田中 武夫君 田中 稔男君
高津 正道君 橋 兼次郎君
辻原 弘市君 中村 英男君
成田 知巳君 西村 力弥君
野原 覺君 原 彪君
古屋 貞雄君 帆足 計君
藤橋 七郎君 細迫 兼光君
正木 清君 松原喜之次君
三鍋 義三君 武藤運十郎君
森 三樹二君 森島 守人君
森本 靖君 八百板 正君
八木 一男君 八木 昇君
安平 龍一君 柳田 秀一君
山崎 始男君 山田 長吉君

山花 秀雄君 山本 幸一君
横鏡 重吉君 横山 利秋君
和田 博雄君 渡邊 惣蔵君
井上 良二君 井堀 繁雄君
池田 頼治君 稻富 稔人君
今村 等君 大西 正道君
春日 一幸君 川島 金次君
小牧 次生君 佐竹 新市君
杉山元治郎君 鈴木 義男君
田中幾三郎君 田原 春次君
田万 廣文君 戸叶 里子君
中居英太郎君 中島 巖君
中村 時雄君 西村 彰一君
日野 吉夫君 平岡忠次郎君
平田 ヒデ君 細田 綱吉君
前田榮之助君 松岡 駒吉君
松平 忠久君 門司 亮君
矢尾善三郎君 山口シツエ君
山下 葵二君 吉田 賢一君
久保田 豊君 小林 信一君
否とする議員の氏名
赤城 宗徳君 赤澤 正道君
秋田 大助君 有田 喜一君
有馬 英治君 安藤 覺君
五十嵐吉蔵君 井出 一太郎君
伊東 岩男君 伊東 隆治君
池田 清志君 石坂 繁君
今松 治郎君 宇田 耕一君
植原悦二郎君 植村 武一君

白井 莊一君 小笠 公昭君
大石 武一君 大倉 三郎君
大村 清一君 大森 玉木君
岡崎 英城君 加藤 高蔵君
上林山榮吉君 龜山 幸一君
唐澤 俊樹君 川崎末五郎君
川崎 秀二君 川島正次郎君
菊池 義郎君 岸 信介君
北 吟吉君 清瀬 一郎君
楠美 省吾君 小泉 純也君
河野 一郎君 高村 坂彦君
額綱 彌三君 櫻内 義雄君
笹本 一雄君 推龍 三郎君
推名 悅三郎君 推名 隆君
重政 誠之君 重光 葵君
島村 一郎君 首藤 新八君
白根 仁吉君 須藤彌吉郎君
杉浦 武雄君 鈴木周次郎君
砂田 重政君 田中 久雄君
高岡 大輔君 高橋 顯一君
竹内 俊吉君 辻 政信君
渡瀬元三郎君 床次 徳二君
中嶋 太郎君 中曾根康弘君
中村 梅吉君 中村三之丞君
中村 寅太君 中山 榮一君
永田 亮一君 長井 源君
橋橋 渡君 南條 徳男君
丹羽 兵助君 根本龍太郎君
野依 秀市君 長谷川四郎君

鳩山 一郎君 濱野 清吉君
早川 崇君 林 唯義君
林 博君 平塚常次郎君
廣瀬 正雄君 藤枝 泉介君
藤本 捨助君 古井 喜賢君
古島 義英君 坊 秀男君
堀内 一雄君 本名 武君
眞崎 勝次君 眞鍋 儀十君
前田房之助君 松岡 松平君
松澤 雄蔵君 松永 東君
松村 謙三君 松本 龍蔵君
三浦 一雄君 三田村武夫君
宮澤 胤男君 山口 好一君
山手 満男君 山村新治郎君
山本 正一君 橋井 太郎君
亘 四郎君 相川 勝六君
逢澤 寛君 青木 正君
池田 勇人君 大森 健君
植木庚子郎君 内田 常雄君
小澤佐重喜君 大島 秀一君
大坪 保雄君 大野 伴睦君
太平 正芳君 加藤 精三君
加藤健五郎君 黒金 泰美君
小林 郁君 小林 錦君
小山 長規君 周東 英雄君
鈴木 直人君 澤田 美朗君
瀬山三男君 田中 正巳君
竹尾 式君 徳安 實蔵君

中垣 剛男君 中山 マサ君
仲川房次郎君 永山 忠則君
藤尾 弘吉君 野田 卯一君
橋本登美三郎君 橋本 龍伍君
八田 貞義君 林 讓治君
福井 順一君 船田 中君
古川 丈吉君 前尾繁三郎君
町村 金五君 松山 義雄君
村上 勇君 山口喜久一郎君
山崎 巖君 山中 貞則君
吉田 重延君 小山 亮君

○議長(金谷秀次君) 内閣総理大臣鳩山一郎君

○國務大臣鳩山一郎君登壇

○國務大臣鳩山一郎君 へお答えをいたします。

三分の一以上の反対があるからといって、現在の憲法の調査をしないで、現行憲法を捨てて顧みないというわけには参りませんので、審査をしておるわけでありませう。(発言する者多し)

改正の是非については、是非の審判は改正案ができた後が最も適当であると私は考えます。

その他の質問については、清瀬君がすでに全部答弁しましたから、私は省略いたします。(拍手)

〔國務大臣重光葵君登壇〕

○國務大臣(重光葵君) お答えを申し上げます。憲法調査会設置の目的は、わが国独立完成のため、民主主義及び平和主義を堅持して、占領下にできなかった憲法の最終検討をするということ

が目的のようでございます。そうでありますから、これがためには、決して日本の国際的地位に暗影を投ずるものでもなく、また、わが東南アジア方面の諸国に対する外交に支障を来たす性質のものではないと私は考えます。(拍手)

○議員(益谷秀次君) そのまま暫時お待ちを願います。

田中幾三郎君

〔田中幾三郎君登壇〕

○田中幾三郎君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま趣旨説明のございました憲法調査会法案に関し、提案者並びに総理大臣、外務大臣、防衛庁長官に対し質問をせんとするものでございます。

ただいま、提案者の清瀬君は、日本国憲法を——と称されました。それは日本の国会並びにわれわれ国会議員に対する重大なる侮辱であると思はれます。(拍手)また、——

のもとに日本の政治が行

われておるといふ認識を国民に与えたことに對しては、わが国の政治の重大なる失墜であると個するのであります。(拍手)また、私は、提案者の清瀬君に對し、何ゆゑに日本国憲法を——と稱したのであるか、この点をお伺いしたい。

私の質問は、第一に、憲法改正の基本的な考えを中心として二、三、さらにい一つは、憲法調査会設置の手續についてでございます。

その前に提案者にお伺いしたいことは、日本国憲法は、占領治下にあつて、自由でない環境のうちに、しかも短時日のうちに制定せられたがために改正せんとするものである、ということをお伺いしたい。もしそういうことを言うのであるならば、同じ自由を制限された占領治下において作られたところの法律並びに日本の政治はいかように解釈するのでありますか。(拍手)この自由のないところに日本の法律と政治が多数行われてきたのであります。

が、あなたは、憲法だけをなぜさう特別扱いにして、自由でないときでできたと思はれるのでありますか。これは日本の現実の政治を否定するものであつて、かくのごとき考えは日本の政治秩序を破壊するものであります。

す。(拍手)この点に關しまして、あなたの御意見を伺いたいと思ひます。

御承知の通り、日本国憲法は、その前文において、恒久の平和を企願し、再び戦争の悲劇が起ることのないようにすることを決意して、自由と幸福を国民の上にもたらすことを崇高なる理想と目的としたしまして、人権を尊重し、主権が国民に存することを明らかにいたしておるのであります。これは日本の内外に對する平和宣言である。この前文こそは、日本の行くべき新しい道標を示したものであります。また、日本の国家的性格を明確にいたしておるのであります。これによつて日本の進むべき道標が明らかとなり、理想と目的が明らかになつておるのであります。しかも、これは人類普通の原理である。鳩山総理大臣は、この憲法の前文をも改正せんとするかのことを御意思であるように思われま

す。この憲法の發布せられました当時、内閣から「新憲法の解説」といふ小冊子が出ました。その中に、当時の吉田総理大臣は、序文を書かれまして、これは日本の国民の教典であると書かれておるのであります。この憲法は日本の国民のバイブルであるといふことを、内閣発行の「新憲法の解説」に申されておるのであります。それが、今日變じて、——と言ひ、あるいは、これはアメリカからもらったものであると言ひ。しかも、当時の日本国民は、双手をあげてこの平和憲法を歓迎したものであります。

〔議員退席、副議長着席〕

私は、こゝろい意味におきまして、提案者並びに総理大臣は、この憲法の前文をも改正せんとする御意思があるのかどうかといふことをお伺いしたいといふ存するのであります。

さらに、憲法第九条の問題につきましては、すでに論議は尽されておりますけれども、吉田前総理大臣は非常

に正面でございました。憲法第九条の解釈は終始一貫してあります。自衛のためであらうと何であらうと、目的、任務のいかんを問はず、戦力を持つてはならない、これが吉田内閣の一貫した考えでございました。よつて、吉田

前総理大臣は、保安隊、自衛隊という軍隊を持つておながら、憲法に違反することをおそれて、これは軍隊ではないのだといふことを終始申されてきておるのであります。しかるに、鳩山総理は、この軍隊を軍隊であるかのようにお認めになりまして、認めるということになりますと、憲法に違反をいたしますから、憲法第九条は自衛のためには持つてもいいのである、かように解釈をされるのでありますけれども、昨年の十二月二十一日の予算委員会におきまして、成田議員の質問に對し、私も、二年半ばかり前の時代におきましては、自衛のための軍隊も禁止せられておるといふ方が多数の意見だったと思ひます。ところが、日米關係の變化とか米ソ關係の變化とかいろいろの變化があつて、だんだんと自衛のためならば持つてもいいという解釈になつてきたのであります。かように答弁をなさつておる。しかも、これが総理大臣のお考えによれば通説であると考えておるようでございますが、これは、私は、通説ではない、多数の意見はやはり吉田総理大臣と同じ解釈であると考えてるのであります。あなたは、日本の防衛をするために、軍隊を持たないために、憲法を融通解釈なさつたので

昭和三十年七月五日 衆議院會議第三十七号 憲法調査会法案の趣旨説明に對する田中君の質疑

四七二

ある。あなたはそう申されておる。融通解釈をしなければ日本の防衛をすることができないということを、あなたが申されておる。憲法は日本の基本法です。その基本法を、あなたは、自分の考えによつて、融通、拡張、変化ある解釈をなされておる。果してその解釈は正しいとお思いになりますか。

さらに、私は、この憲法違反の問題は、あなたとここで何時間論議しても決しない。あなたは、憲法第九条は、自衛のために持つていいと言ひ、學者並びに私は、持つてはいけな、と言ひ、一体、この違憲問題を何人が解決するのでありますか。このことによつて多くの問題が論議されており、国民もまた、その問題に迷つておるのであります。そこで、先ほどあなたの御答弁の中にも、最高裁判所の改正ということを申されましたが、最高裁判所の機構を改革して、違憲訴訟を取り扱わせる御意思はないか。憲法第八十一条には、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と規定されておる。この最終決定権を生かして、裁判所法を改正して最

高裁判所に違憲訴訟を取り扱わせる道を聞く御意思があるかないか、これをお尋ねいたします。

次に、外務大臣にお伺いをいたしますが、鳩山総理の憲法第九条の解釈の変化は、この融通解釈の変化は、ただいまも申しました通り、日米関係の変化、米ソ関係の変化があつて、自衛のために軍隊を持つてもいいというふうに変つてきたと、こう言ひ、私は、あなたに、米ソ関係、日米関係、国際関係の変化をただ単に聞こうとするのではありません。総理大臣の憲法第九条の解釈を変化させるほどの世界情勢の変化があつたかどうか、この点であります。この日ソ、日米の関係の変化によつて鳩山さんは心境の変化を來たして、第九条の解釈をこういうふうに変えられた。これが原因なんです。その点を私はお尋ねしたいと思ひます。

進めようとしておるときに、忘れもしない昔の侵略日本に返るという印象を國際間に与える影響というものは大きいのではないかとお尋ねしますが、外務大臣はいかにお考えでございますか。

さらに、杉原外務大臣に對してお尋ねをいたします。吉田前首相は、保安隊、自衛隊をもつて軍隊ではないと申し立てておつたのであります。これを引き継ぎました鳩山総理大臣は、これは軍隊であるといふことを見解に立たれておるようであります。私は、いつ一体どんな条件の変化があつて、吉田さんが軍隊でないと申つたものを鳩山さんは軍隊と認めるようになったのか、これは軍隊そのものの組織が変わつたのであるか、鳩山さんと吉田さんの見解の相違であるか、これをお尋ねしたいのであります。もし内容に何ら変化がないとすれば、吉田さんの作つた軍隊を鳩山総理は認知したことになる。軍隊だとして認知したことになる。その認知した軍隊が日本の国籍に入れないから、憲法第九条を改正して、そうして門戸をあけようとしておるのではないかと私は考へるのであります。杉原外務大臣に、いつ一体どんな条件の変化によつて軍隊になったのであるか、という点について伺ひたいのであります。

さらに、この憲法の第九条が改正されましたならば、日本は軍国主義に返り、大手を振つて軍備を拡張する時代が来るのではないかとお尋ねするのでありますが、そのおそれなきやいなや、お尋ねをいたします。

さらに、この憲法調査会の設置の手續についてお尋ねをいたしますが、憲法の改正は、各議院の三分の二以上の賛成で国会がこれを発議する、これが憲法第九十六条の規定するところでございます。国会の発議が憲法改正の手續におきまして重要な過程であることは申すまでもありません。もし憲法改正をするならば、憲法の檢討調査、これは発議権を有する国会になければならぬと思ひます。しかるに、憲法改正の発議権のない内閣に檢討調査をさせる調査会を設置せんとするの、いかなる意図によるのでありますか。この点は、鳩山総理はすでに国会において明白をされております。この特別国会の勢頭におきまして、淺沼稻次郎氏の質問に對して、最初、議會に設ける、国会に設けると言つたのを、内閣に置くと言つたのは、これは情勢の変化でいたし方ないのです、あなたの方の議席が三分の一以上をとられてこれではなかなか議會に設けたの

では憲法改正の案はできないだらう、そういう危険を感じたのであります。憲法改正の案を得るのには、どうしても民間からもよけいに委員をとらなければならぬし、案を作らなくてはならぬから、反対が多くては案ができないと思ひます。それで変えたのであります。議會が通るまでには、情勢の変化がまたあるだらうと思つております、それを樂しみにしておるわけであり、かようにあなたは申されておる。今日の国会におきましては、三分の一以上を反對党に占められましたから、あなたは樂しんでこの三分の一以上の数をくすすといふことを意圖しておるのではないかと存するのであります。

そこで、この調査会というものは、国会においてはすでに反對されるということが明らかでありますから、この調査会は憲法の改正の基地たらしめんとする深謀遠慮に基づく作戦であると私は考へる。また、提案者は、総理と相呼応して、この内閣を本拠といたしまして、覆面して国会の発議権の發動をねらうのが本調査会の正体であると私は思ひます。この調査会、（拍手）これは、明らかに政治の常道を踏みはずし、邪道を歩まんとするものである。憲法改

正の表街道を避けて裏街道を行かんとするが、この憲法調査会法案であります。あなたの目まぐるしい変節改良、自由むけの法律の解釈、御都合主義のやり方は、吉田さんの横暴専制以上の危険思想であると私は考えるのであります。(拍手)提案者はこれを撤回する御意思はありますかどうか、総理はかかる調査会の設置を認めるつもりでございますかどうか、お尋ねをいたす次第でございます。

また、憲法調査会法案は、われわれは早くから国会に提出されるということを承わっておったのでございまして、この特別国会も終りに近づこうとしたときに出されたのであります。一体この法案の提出のおくれた理由は、部外にありますが、また、この法案は内閣の提出にせずして民主党の単独提案にしたという理由はどこにありますか。また、民主、自由両党の共同提案にしないで、民主党の単独提案にしたといふそのいきさつは、国民の疑惑のうちにこれをながめておるのでございまして、この理由を御説明ありたいと存するのであります。

さらに、この法案を見ますと、調査会の所掌事務といたしまして、憲法に検討を加え関係諸問題を調査審議するところでありますが、一体関係諸問題といふのはいかなる問題をさすのでありましょうか。憲法に検討を加え、さらに関係諸問題まで検討審議するといふこの条項は、何らか具体的に、お考えになっておる点があるののでございましょうか。この点を提案者にお伺いいたしたいと存するのであります。今までの答弁を聞いておりますと、龍介にあらざれば言ひのがれであります。かかるふまじしめなる答弁でなしに、最も理由の立つ、納得の行く、合理的なる御答弁を要求いたしまして、私の質問を終ります。

〔古井喜實君登壇〕

○古井喜實君 提案者の一人といたしましてお答えを申し上げます。

第一に、先ほど提案者清瀬一郎氏のお使いになった言葉が不當であつたという点についてお尋ねがございました。この点につきましては、すでに御自身お取り消しになっておることとございまして、これによって御了承を願いたいと存じます。

第二番目は、現行の憲法は占領下において短時日の間に作られたものであるから改正しなければならぬというのであるならば、一般の法令でもそうではないか、政治の秩序が破壊される

のではないかと意味の御質問でございました。現行の憲法ができません際、短時日の間にこの案が進められたことは、おおえない事実でございまして、憲法については慎重入念な審議検討が要するはずであつたと思ひます。この点について、今回の調査会を発足するに当つて考慮されたことも事実でありましょう。この点は、先ほど提案者清瀬一郎氏が提案理由においてお述べになつたところによつて御承知を願ひたいと思ひます。

第三番目に、この法案を撤回する意思なかにかどうかといふこととございまして、必要ありと信じて提案いたしたものでありまして、撤回する意思は毛頭ございせん。(拍手)

次に、民主党単独提案にしたわけを話せといふこととございまして、政府提案にするか、民主党、自由党の共同提案にするか、ないしは民主党単独提案にするか、そのいずれをとることも可能であると思ひます。政治の情勢等を勘案して民主党単独提案と相なつた次第であります。

最後に、この法案の内容につきまして、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を慎重審議するといふこの関係諸問題とは何かといふこととございまして、関係諸問題は、日本国憲法の検討といふことを中心にし、これに關係する問題でありますから、果して憲法を改正する必要ありやいなや、ありとすればその内容はいかんとすることが関係問題だと考えております。以上によつて御答弁とさせていただきます。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇〕

○國務大臣(鳩山一郎君) 田中さんの御質問に対して答弁をいたします。

憲法の前文にもとよりな改正は憲法違反になりはしないかという御質問でありました。前文もまた憲法の一部でありますから、憲法改正と同時に改正はできるものと考えております。

第九條についてまた御質問がございましたが、第九條に対しては、たびたび申し上げますごとく、自衛のための兵力ならば、必要にして最小限度の兵力は持てるものと考えております。

第三に、違憲裁判所についての御質問でありましたが、違憲裁判所は、最高裁判所をいふゆる憲法裁判所にいたしますのには、裁判所法の改正だけではできないと思ひます。憲法改正をしなれば、最高裁判所をもつて違憲裁判所とすることはできないと思ひます。

判所とすることはできないと思ひます。

それから、内閣に調査会を置くことは憲法違反ではないかといふような御質問がございましたが、先刻も申し上げますごとく、国民に憲法改正を發議するのは国会でなければできませんが、国会が意思決定をする議案については内閣が提案権を持つてゐると思ひますので、提案権を持つてゐる内閣が憲法改正についての国会の意思を問うのでありますから、これは内閣に提案権がある、憲法違反にならないと思ひます。大体においてこれで答弁したつもりであります。(拍手)

〔國務大臣(重光葵君) 登壇〕

○國務大臣(重光葵君) お答えいたします。

憲法第九條に関連してのお話でございました。今日自衛のための軍隊を必要とする國際關係であると総理大臣が判断されたことは、私は、正しい判断である、こう考えております。次に、占領下にできました憲法を自主的に再検討するための調査会を作るといふことによつて、わが對外關係、特に東南アジア諸國に対する關係に悪影響があるといふふうに言ふことはできないと私は思ひます。

昭和三十年七月五日 衆議院會議第三十七号 国民健康保険法の一部を改正する法律案外一案

これをもつて御答弁を申し上げます。
(拍手)

○國務大臣(杉原龍太郎) 答へ申し上げます。

總理がいわゆる軍隊という言葉を使われたのは、いわから、どういわけか、こういう御質問が第一点にございしました。御承知の通り、昨年の七月一日から實施されました自衛隊法によつて、自衛隊は、その主要なる任務として、直接侵略に対処する任務をも加えられたのでありますが、普通にこの直接侵略にもし対処する実力部隊をもつて軍隊と言ふならば、それならば、言葉の用語としては、その意味においてなら軍隊と言つても差しつかえなからう、こういう意味において使われたものであらうと存じます。

それから、第二に、自衛の範圍を越えまして再軍備のために憲法を改正するとか、そういうことは考えておりません。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これにて質疑は終了いたしました。

第一 国民健康保険法の一部を改正する法律案(山下春江君外十名提出)

第二 医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案
(大石武一君外四名提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第一、国民健康保険法の一部を改正する法律案、日程第二、医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長中村三之丞君。

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ第一号ニ掲グル費用ニ付テハ其ノ一部ヲ、第二号及第三号ニ掲グル費用ニ付テハ当該各号ニ定ムル割合ヲ以テ保険者ニ対シ補助スルモノトス

一 療養ノ給付及療養費ノ支給ニ要スル費用

二 保険給付ニ要スル費用

三分の一

三 国民健康保険ノ事務ノ執行ニ要スル費用 十分ノ十

前項第一号ノ規定ニ依リ補助金ノ總額ハ当該年度ニ於ケル各保険者ノ療養ノ給付及療養費ノ支給ニ要スル費用ノ總額ノ十分ノ二ニ相当スル金額ヲ下ザルモノトス
第一項各号ニ掲グル費用ヲ除クハ外国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ予算ノ範圍内ニ於テ国民健康保険ニ要スル費用ニ対シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ国民健康保険ニ要スル費用ニ充テシムル為ニ予算ノ範圍内ニ於テ貸付金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

都道府県及市町村ハ国民健康保険ニ要スル費用ニ対シ補助金ヲ交付シ又ハ国民健康保険ニ要スル費用ニ充テシムル為ニ貸付金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前昭和三十年四月一日以後において改正前の国民

健康保険法第四十七条第一項の規定により補助し、又は補助すべきこととなつた補助金は、改正後の同法第四十七条第一項から第三項までの規定に基く補助金とみなす。

(地方財政法の一部改正)

3 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第十条第八号の次に次の一号を加える。
八の二 国民健康保険における療養の給付及び療養費の支給、保健給付並びに事務の執行に要する経費

〔報告書は會議録追録に掲載〕
医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

從前の規定による中学校若しくは高等女学校の卒業者又は専門学校入学者検定規定(大正十三年文部省令第二十二号)により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限三年以上の医学の教習を目的とする。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(資料)医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部改正

2

歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「試験を受けることができた者」の下に、「(医師等の免許及び試験の特例に関する法律(昭和二十八年法律第九十二号)第四条の規定の適用を受ける者を除く。)」を加え、「この法律施行の日から五年以内を」昭和三十一年十二月三十一日までに変更する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中村三之丞君登壇〕

○中村三之丞君 たたいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案及び医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案のおもなる点は、療養の給付、保健婦並びに事務の執行に要する費用に対して交付する国庫の補助金を国の義務支出といたし、その補助率

は、療養給付に要する費用に対する補助については毎年その総額の二割を下るを得ないこととし、保健婦に要する費用に対してはその三分の一、事務の執行に要する費用に対してはその全額である旨を法律に明文文化いたしたことでありまして、その他貸付金等に関し若干の規定を設けたものであります。

本法律案につきましては、さきに、日本民主党、自由党、両派日本社会党よりそれぞれ改正法律案が提出せられ、すでに審議が行われていたのであります。各党打ち合せの結果、その三法案を撤回し、四党の共同提案として、あらためて去る七月一日日本委員会に提出された次第でございます。

同日提案者山下春江君より提案理由の説明を聴取した後、審議に入り、質疑終了後、討論を省略して採決に入りましたところ、本法律案は全会一致原案通り可決すべきものと決した次第でございます。

次に、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案について申し上げます。

正規の日本の医学校または歯科医学校を出てはいないが、外地において免許を受けて医業または歯科医業を営んでいて、終戦により引き揚げた者の救済のために定められた特例試験を受けて二度とも合格しなかつた者等に対しては、それぞれ医師国家試験予備試験または歯科医師国家試験予備試験に合格し、さらに国家試験を受けて医師または歯科医師になる道が開かれていたものであります。しかしながら、現在、医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験に合格しなかつた者は、昭和二十八年三月二十三日以降ソ連、北鮮、中国等より引き揚げた者を除いては、医師国家試験予備試験については昭和二十九年十二月二十六日以降は試験を受けることができなくなりました。歯科医師国家試験予備試験については本年八月二十四日以降は試験を受けることができなくなつたのであります。これらの者の多くは引揚者であつて、経済的にも同情すべき立場にあり、また年令的にも転業を困難とする者も少なくないのであります。今回医師国家試験予備試験または歯科医師国家試験予備試験の実施期間を昭和三十一年十二月三十一日まで延長し、これらの人々の将来に希望を持たせようとするのが本案提出の理由及び概要であります。

本法律案は各派の共同提案でありまして、六月三十日本委員会に付託せられ、同日提案者大石武一君より提案理由の説明を聴取し、七月一日審査を行い、質疑を終了し、討論を省略し採決に入りましたところ、本法案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

第三 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置

前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律案(内閣提出)

教育公務員特例法第三十二條の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案

(赤城宗徳君提出)

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律案外一案 四七五

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち日程第三とともに、赤城宗徳君提出の教育公務員特例法第三十二條の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案を追加して、両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日程第三、昭和二十七年八月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律案、教育公務員特例法第三十二條の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長佐藤大郎君。

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律案外一案 四七五

昭和三十年七月五日 衆議院會議録第三十七号 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案外一案 四七六

給財団の年金の特別措置に関する法律案

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律

第一条 私立学校教職員共済組合

が、私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)附則第十一項の規定により権利義務を承継したことに、支給すべき義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金で、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じたものについては、昭和三十年四月分以降、その年金額をその年金額にそれぞれ対応する別表の改定年金額に改定する。

第二条 前条に規定する年金は、その支給を受ける者が五十歳に達する月までは、同条の規定による年金額の改定により増加すべき額の全部について支給を停止する。

第三条 第一条の規定による年金額の改定により増加する費用は、私立学校教職員共済組合の負担とし、その費用については、私立学校振興会が、文部大臣の定めるところにより、私立学校振興会法

〔報告書は会議録追録に掲載〕

(昭和二十七年法律第十一号)第二十二条第一項第三号の助成を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

改定前の年金額	改定年金額
一、二、〇〇〇円	三、〇〇〇円
一、二、二〇〇円	三、〇、五〇〇円
一、二、四〇〇円	三、一、〇〇〇円
一、二、六〇〇円	三、一、五〇〇円
一、二、八〇〇円	三、二、〇〇〇円
一、三、〇〇〇円	三、二、五〇〇円
一、三、二〇〇円	三、三、〇〇〇円
一、三、四〇〇円	三、三、五〇〇円
一、三、六〇〇円	三、四、〇〇〇円
一、三、八〇〇円	三、四、五〇〇円
一、四、〇〇〇円	三、五、〇〇〇円
一、四、二〇〇円	三、五、五〇〇円
一、四、四〇〇円	三、六、〇〇〇円
一、四、六〇〇円	三、六、五〇〇円
一、四、八〇〇円	三、七、〇〇〇円
一、五、〇〇〇円	三、七、五〇〇円

〔報告書は会議録追録に掲載〕

教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校教職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案

教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校教職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律

公立又は官立若しくは国立の学校(幼稚園を含む。以下同じ)の学校看護婦(昭和四年十月二十九日以後において、学校看護婦、学校衛生婦、養護婦等の名称で児童、生徒等の養護に當つていたものをいう)の職にあつた者が、引き続き公立又は官立若しくは国立の学校の養護訓導、養護教員(国民学校の地方技官及び官立の学校の附設国民学校の文部技官をいう)、養護教諭又は養護助教諭となつた場合には、その者に対する教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第三十二条の規定による恩給法(大正十二年法律第四十八号)の準用又は恩給法の適用については、当該養護訓導、当該養護教員、当該養護助教諭又は当該養護助教諭としての

在職に接続する当該学校看護婦としての引き続き在職を恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第二十二条第二項に規定する準教育職員としての在職とみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律施行の際現在に在職している者に限り適用する。ただし、この法律施行前に既に給与事由の生じた場合であつても、その者が再就職し、この法律施行後退職し、又は死亡した場合にも適用があるものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔佐藤龍次郎君登壇〕

○佐藤龍次郎君 ただいま上程になりました昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校教職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案につきまして、文教委員会における審議の過程及びその結果を御報告申し上げます。

まず、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案について、その内容を簡単に御説明申し上げますと、第一は、私立学校教職員共済組合により昭和二十九年一月一日に設立された私立学校教職員共済組合が支給義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金のうち、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じたものについて、昭和三十年四月分以降その年金額を一般の社会保険における年金額と均衡を失しないよう二倍半に増額することに規定しようとしております。第二は、国家公務員共済組合法に基く共済組合の年金の若年停止の制度にない、年令満五十才に達するまではその増額分について支給を停止することに規定しようとしております。第三は、この年金額の改定により増加する費用は私立学校教職員共済組合が負担するものとし、その財源については私立学校振興会がこれを助成するものとし、その助成の方法等については文部大臣が定めることに規定しようとしております。本法律案は、去る五月三十日委員会に付託され、以来慎重に審議を重ねて参

りました。本委員会の審議に当りましては、比原町市君等から熱心な質疑が行われ、一、本法第一条の規定により、施行日のいかにかわらず、年金受給者は本年四月一日に遡及して増額支給されるものかどうか、二、第三条により私学振興会からの助成支出分も本年四月一日以降に遡及するものか、三、本法によつて改定年金額が改定前の年金額に対しその比率が二倍半になっているが、この倍率の妥当性、換算すれば他の社会制度との均衡について等、細部にわたり検討が加えられたのであります。その詳細については速記録によつて御承知願いたいと思ひます。

次いで、七月一日質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を単教育職員としての在職とみなすことに關する法律案について、その内容を簡単に御説明申し上げます、文部省訓令をもつて学校看護婦に關する件が制定された昭和四年十月二十九日以降、国、公立の幼稚園、小学校等に学校看護婦、学校衛生婦、看護婦等として勤務した者が、国民学校令の制定に伴い、昭和十六年以降引き続いて幼稚園、小学校等に看護婦として在職し、あるいは国民学校令の改正により昭和二十一年六月二十一日以降引き続いて看護婦として在職し、あるいは学校教育法の制定に伴い昭和二十二年四月一日以降引き続いて看護婦として在職し、あるいは公立学校職員等臨時設置制により昭和二十三年十月七日以降引き続いて看護婦として在職し、公立学校の教員として昭和二十四年一月十二日以後教育公務員特例法第三十二条の規定により恩給法の適用を受けている者及び国家公務員として恩給法の適用を受けている者について、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法の単教育職員としての在職とみなして、第四十二条により、恩給上の在職年に学校看護婦、学校衛生婦、看護婦としての勤務年数の二分の一を通算することに規定しようとしております。また、附則においては、本法が適用されるのは本法施行の際現在に在職しておる者に限られております。しかし、国家公務員については恩給法の適用がありますので、その者がまた再び就職して本法施行後にあらためて退職または死亡したときは、本法により在職年に通算がなされるように規定しようとしております。

本法は、赤城宗徳君提出にかかるとのことであります、去る七月一日委員会に付託され、以来慎重に審議を重ねられました。本委員会の審議に當りましては、国会法第五十七条の三に従つて、委員長から本案に対する内閣の意見を求めたところ、松村文部大臣は、内閣の意見として、本案に關して内閣は現在十分な調査資料を持ち合せていないので、至急調査することにしたから、御了承を賜う旨の答弁があり、引き続いて永山忠則君、島上善五郎君等から非常に熱心な質疑が行われ、一、本法により適用される学校看護婦等のうち勤務当時非常勤であつた者は当然除外すると考えられるかどうか、二、看護婦の設置状況等について細部にわたつて検討が加えられ、特に看護婦の設置については急速に義務設置するより強く要望されたのであります。その詳細については速記録によつて御承知願いたいと存じます。

次いで、七月五日質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。

○副議長（杉山元治郎君） 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（杉山元治郎君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案（高岡大輔君提出）

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案（高岡大輔君提出）

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案（高岡大輔君提出）

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案（高岡大輔君提出）

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案（高岡大輔君提出）

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案（高岡大輔君提出）

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案（高岡大輔君提出）

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案（高岡大輔君提出）

昭和三十年七月五日 衆議院會議第三十七号 議長の報告

一部を改正する法律施行の日以後昭和三十年十二月三十一日に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔日井莊一君登壇〕

○日井莊一君 たいい議題となりまして在外公館等借入金整理準備審査会の一部を改正する法律案について、海外同胞引揚及び遺族支援に關する調査特別委員会における審議の経過及びその結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、本案の趣旨並びに内容を簡単に申し上げますと、本案は、在外公館等借入金整理準備審査会法の第五条及び附則第二項、第三項により、昭和二十七年六月三十日以降在外公館等借入金の確認の請求の権利を失っている者等に対して、本年十二月三十一日まで借入金の確認を請求することができるように改正しようとするものであります。すなわち、在外公館等借入金は、終戦に際して、日本より外国へ送金できなかったため、朝鮮、満洲、中国等の各地における在外公館及び居留民会

等が、外務省の訓令に基き、邦人救済費、引揚費等に要する資金を後日返済する条件で借り入れた資金でありまして、政府は、その性質にかんがみ、国の債務として確認し、在外公館等借入金の返済の実施に關する法律に従い、現地通貨表示金額を本邦通貨に換算して返済しているものであります。在外公館等借入金整理準備審査会法によりますと、借入金を提供した者は、法律施行後百五十日以内に、政令に定めるところにより、証憑書類を添えて外務大臣に対し借入金の確認を請求すること、及び、この規定によつて請求権を失った者については、昭和二十七年六月三十日までに請求することになっております。現在、借入金の確認請求期日以後において引揚者の税関に預けた書類の返還により未請求の借入金関係の書類が提供者の手元に返つてきたこと等のため、確認未請求のものが約四万件もあるのであります。これら確認請求の権利を失っている者に対し、借入金の性質にかんがみまして、さらに確認の請求ができるようにしようとするものであります。

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

午後六時三十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 鳩山 一郎君
法務大臣 花村 四郎君
外務大臣 重光 葵君
文部大臣 松村 謙三君
厚生大臣 川崎 秀二君
労働大臣 西田 隆男君

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

以上、御報告申し上げます。

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

午後六時三十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 鳩山 一郎君
法務大臣 花村 四郎君
外務大臣 重光 葵君
文部大臣 松村 謙三君
厚生大臣 川崎 秀二君
労働大臣 西田 隆男君

國務大臣 大久保寛次郎君
國務大臣 川島正次郎君
國務大臣 杉原 龍太郎君
出席政府委員

法制局長官 林 修三君
法制局次長 高辻 正巳君
調達局長官 福島慎太郎君
公安調査庁次長 高橋 一郎君
外務省参事官 安藤 吉光君

朗読を省略した報告
一、去る一日の法律の公布を察し、その旨参議院に通知した。

過度経済力集中排除法等を廃止する法律
一、去る一日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に關する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めの件

船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に關する条約(第八号)の批准について承認を求めの件
海員の雇入契約に關する条約(第二十二号)の批准について承認を求めの件

海上で使用することができる児童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第五十八号)の批准について承認を求めの件

船員の健康検査に關する条約(第七十三号)の批准について承認を求めの件
商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めの件

観光旅行のための通關上の便宜供与に關する条約の批准について承認を求めの件
観光旅行のための通關上の便宜供与に關する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に關する議定書の批准について承認を求めの件

一、去る一日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和三十年度一般会計予算
昭和三十年度特別会計予算

昭和三十年度政府関係機関予算
一、去る二日議長は、地方制度調査会の委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

床次 徳二君 古井 喜實君
池田 清志君 廣瀬 正雄君

昭和三十年七月五日 衆議院議事録第三十七号 議長の報告

山崎 義君 前尾三郎君 鈴木 直人君 伊藤 好道君 北山 愛郎君 門司 亮君 一、昨四日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	商工組合中央金庫法の一部を改正する法律 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律 出入国管理令の一部を改正する法律 一、去る一日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。	文教委員会 理事 並木 芳雄君(理事並木芳雄君去る六月二十九日委員辞任につきその補欠) 理事 山村新治郎君(理事山村新治郎君去る六月二十九日委員辞任につきその補欠) 一、去る一日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。	内閣委員 小金 義照君 長谷川 保君 受田 新吉君 鈴木 義男君 大橋 武夫君 井上 良二君 大蔵委員 森山 欽司君 佐々木三三君 八木 一男君 井堀 繁雄君 田中 彰治君 千葉 三郎君 逓信委員 石橋 政嗣君 山花 秀雄君 予算委員 議院運営委員 大橋 武夫君 小金 義照君 一、去る一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	議院運営委員会 理事 山村新治郎君(理事山村新治郎君去る六月二十九日委員辞任につきその補欠) 一、去る一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
逓信委員 八木 一男君 佐々木三三君 予算委員 議院運営委員 小金 義照君 大橋 武夫君 一、去る二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	内閣委員 井上 良二君 外務委員 田中 彰治君 松本 七郎君 大蔵委員 社会労働委員 逓信委員 木村 文男君 松本 俊一君 建設委員 宇田 耕一君 和田 博雄君 予算委員 井堀 繁雄君 池田正之輔君 一、去る二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	内閣委員 鈴木 義男君 大蔵委員 和田 博雄君 今村 等君 社会労働委員 井堀 繁雄君 井上 良二君 逓信委員 宇田 耕一君 中曾根康弘君	建設委員 松本 七郎君 予算委員 木村 文男君 田中 彰治君 山下 榮二君 逓信委員 松本 俊一君 鈴木 義男君 建設委員 宇田 耕一君 和田 博雄君 予算委員 井堀 繁雄君 池田正之輔君 一、去る二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	内閣委員 井上 良二君 大蔵委員 井堀 繁雄君 社会労働委員 井堀 繁雄君 逓信委員 宇田 耕一君 中曾根康弘君
建設委員 松本 七郎君 予算委員 木村 文男君 田中 彰治君 山下 榮二君 逓信委員 松本 俊一君 鈴木 義男君 建設委員 宇田 耕一君 和田 博雄君 予算委員 井堀 繁雄君 池田正之輔君 一、去る二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	内閣委員 井上 良二君 大蔵委員 井堀 繁雄君 社会労働委員 井堀 繁雄君 逓信委員 宇田 耕一君 中曾根康弘君	内閣委員 井上 良二君 大蔵委員 井堀 繁雄君 社会労働委員 井堀 繁雄君 逓信委員 宇田 耕一君 中曾根康弘君	建設委員 松本 七郎君 予算委員 木村 文男君 田中 彰治君 山下 榮二君 逓信委員 松本 俊一君 鈴木 義男君 建設委員 宇田 耕一君 和田 博雄君 予算委員 井堀 繁雄君 池田正之輔君 一、去る二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	内閣委員 井上 良二君 大蔵委員 井堀 繁雄君 社会労働委員 井堀 繁雄君 逓信委員 宇田 耕一君 中曾根康弘君
建設委員 松本 七郎君 予算委員 木村 文男君 田中 彰治君 山下 榮二君 逓信委員 松本 俊一君 鈴木 義男君 建設委員 宇田 耕一君 和田 博雄君 予算委員 井堀 繁雄君 池田正之輔君 一、去る二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	内閣委員 井上 良二君 大蔵委員 井堀 繁雄君 社会労働委員 井堀 繁雄君 逓信委員 宇田 耕一君 中曾根康弘君	内閣委員 井上 良二君 大蔵委員 井堀 繁雄君 社会労働委員 井堀 繁雄君 逓信委員 宇田 耕一君 中曾根康弘君	建設委員 松本 七郎君 予算委員 木村 文男君 田中 彰治君 山下 榮二君 逓信委員 松本 俊一君 鈴木 義男君 建設委員 宇田 耕一君 和田 博雄君 予算委員 井堀 繁雄君 池田正之輔君 一、去る二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	内閣委員 井上 良二君 大蔵委員 井堀 繁雄君 社会労働委員 井堀 繁雄君 逓信委員 宇田 耕一君 中曾根康弘君
建設委員 松本 七郎君 予算委員 木村 文男君 田中 彰治君 山下 榮二君 逓信委員 松本 俊一君 鈴木 義男君 建設委員 宇田 耕一君 和田 博雄君 予算委員 井堀 繁雄君 池田正之輔君 一、去る二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	内閣委員 井上 良二君 大蔵委員 井堀 繁雄君 社会労働委員 井堀 繁雄君 逓信委員 宇田 耕一君 中曾根康弘君	内閣委員 井上 良二君 大蔵委員 井堀 繁雄君 社会労働委員 井堀 繁雄君 逓信委員 宇田 耕一君 中曾根康弘君	建設委員 松本 七郎君 予算委員 木村 文男君 田中 彰治君 山下 榮二君 逓信委員 松本 俊一君 鈴木 義男君 建設委員 宇田 耕一君 和田 博雄君 予算委員 井堀 繁雄君 池田正之輔君 一、去る二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	内閣委員 井上 良二君 大蔵委員 井堀 繁雄君 社会労働委員 井堀 繁雄君 逓信委員 宇田 耕一君 中曾根康弘君

地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)(予)

地方行政委員会 付託

一、昨四日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案(橋渡君外二百七十二名提出)

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案(橋渡君外二百七十二名提出)

一、昨四日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

出入国管理令の一部を改正する法律案

一、昨四日議員から提出した賛同主意書は次の通りである。

財団法人に対する相続税その他課税上の取扱に関する賛同主意書(横山利秋君提出)

一、今五日提出した緊急質問は次の通りである。

立川飛行基地土地強制調査に関する緊急質問(山花秀雄君提出)

一、去る一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岡本隆一君提出児童公園予定地の不当なる農地化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員並木芳雄君提出国鉄サービス改善に関する質問に対する答弁書

児童公園予定地の不当なる農地化に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十年六月二十二日

提出者 岡本 隆一

衆議院議長益谷秀次殿

児童公園予定地の不当なる農地化に関する質問主意書

京都市伏見区福島太夫北町二十八番地における千七百八十五坪の京都市児童公園予定地が、自作農創設特別措置法第三條第二項の規定により買収せられ、充て五箇年保留地となつていたが、今般耕作者に対して払下げが行われようとしている。しかしながら該土地は、昭和七年土地区画整理法に基いて区画整理の認可を受ける際の認可条件となつていた区

画整理地の全面積の三パーセントにあたる児童公園敷地の一部であつて、これを農地として払い下げを行つたときは、区画整理地域の住宅に対する緑地が失われることとなり、住民の福祉に反するものであるとして附近の住民から猛烈な反対の声が上つてゐる。農地委員会がこれを無視して払下げを強行することは、法の旨点をつかんとする反社会的な行為であると思ふので、政府の善処を要望するとともに次の事項につきお伺ひしたい。

一 土地区画整理法による区画整理の認可条件たる児童公園予定地を農地として払い下げることは土地区画整理法に違反し、農地法の精神をまげんとするものであると思ふがいかな。

二 該地は、戦時中空閑地利用による市民の食糧増産のため、町内会連合会に貸与せられたものなるも、不当に五名の耕作者に占拠せられたものであつて、これを既成事実として耕作権を主張し、今般払下げを要求しているものであるが、これは明らかに農地法をまげらるものと思ふがいかな。

三 政府は、京都市伏見区農業委員会の不当なる払下げ決定を是正し、速かに該土地を児童公園予定地として京都市に返還する意志なきや。

四 都市周辺部においては右同様の農業委員会の不当なる農地払下げがしばしば行われ、しかもこれがただちに宅地化されて、高価に売却され不当なる利潤の対象となつてゐる。政府は、これを防止するための適正なる立法措置を講ずる意志ありや否や。

右質問する。

昭和三十年七月一日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員岡本隆一君提出児童公園予定地の不当なる農地化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本隆一君提出児童公園予定地の不当なる農地化に関する質問に対する答弁書

一 質問一について

五箇年保留制度は、都市計画区域内の農地を自作農創設特別措置

法第三條の規定により買収した場合には、その農地が五年以内に他の用途に転用される見込が確実なときは、その間充てを保留するために設けられたものであるが、この制度は農地法施行の際に廃止された。しかしながら、その後二年間はお行政的に充てを保留し、その間に転用計画が具体化したものについては、これを実現させる機会を与えた。

この制度は、都市計画事業と自作農創設事業の行政目的を調整するために設けられたものであるが、相当期間を経過している現在においてもなお他の用途に転用されない農地は、これを農地法の規定により自作農として農業に精選する見込のある者に充て渡すこととしたのである。

なお、本件については、土地区画整理法施行以前の事業であるから、土地区画整理法とは関係がない。

二 質問二及び三について

農地法による農地の充ては、農民からの買受申込に基き農業委員会が関係書類を作成して都道府県

四 南武線について

(1) ラッシュ時は非常に混雑しているが、これが根本的改善には、ごく大なる工費を要するので、取りあえず本年度に新車を投入して二両編成を三両編成とするの外混雑時の運転時間短縮を計画している。

(2) 南武線分倍河原、谷保間は駅間距離も比較的短く、(二・八キロ)又国鉄の要員、予算等の現状からみてさし当り設置困難であり、目下のところ設置の計画はない。

五 横浜線について

(1) 横浜線の複線計画としては中央線対東海道、東北、常磐線貨物の受授その他の関係上横浜線を複線として新鶴見停車場と連絡せしめる計画はあるが、これは南武線に同様な計画が成り立つので同案を比較検討中であるが、国鉄の現状からみて早急着工は困難である。

(2) 片倉信号場の駅昇格については昭和二十九年五月決定し、旅客乗降場等の設計も完了しているが、地元負担の工事費の納入があり次第着工の予定である。

六 鉄道懇話会について

鉄道懇話会は国鉄の組織でなく、部外(民間)の方を会員に委嘱した会員の集り、国鉄ではその会の意見を承り、しかして国鉄の事情を周知徹底せしめ、実効をあげている。役員は会長、副会長制で各会員の互選である。待遇については、一般会員同様報酬等特別な措置をとっていない。

なお、今後の運営については従来の経験にかんがみ、懇話会の機能を十分に活用して世論吸収に努め、同時に国鉄事情を広く認識してもらいように努めたい。右答弁する。

衆議院会議録第三十六号中正訳

頁 段 行 誤 正
四〇 三 法の 健康保険 健康保険 法等の

昭和三十年七月五日 衆議院会議録第三十七号 議長長の報告